

令和5年第4回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年4月21日(金) 開会：14時00分 閉会：14時46分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室2

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 吉 本 妙 子  
 委 員 片 山 研 治  
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄  
 教 育 部 次 長 十 楽 さゆり  
 教 育 政 策 課 長 //  
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史  
 人 権 教 育 課 長 上 野 和 子  
 学 校 教 育 課 長 原 田 剛  
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志  
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広  
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也  
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 家 永 敦 夫  
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 三 浦 勢 司  
 教 育 政 策 課 主 査 松 村 美 由 紀

6 議事日程等

日程順位	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第4号	教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第5号	周南市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則制定について
4	報告第6号	周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
5	報告第7号	周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
6	報告第8号	学校医の委嘱について
7	議案第8号	遠石小学校防火設備改修工事の計画の策定について
8	議案第9号	富田西小学校教室棟(No. 25)外壁及び防水改修工事の計画の策定について

9	議案第 10 号	高水小学校 (No. 10, 16) トイレ改修工事の計画の策定について
10	議案第 11 号	鹿野小学校 (No. 7) トイレ改修工事の計画の策定について
11	議案第 12 号	秋月中学校管理教室棟 (No. 1) 外壁改修工事の計画の策定について
12	議案第 13 号	桜田中学校特別教室棟 (No. 21) 外壁及び防水改修工事の計画の策定について
13	議案第 14 号	新南陽民俗資料展示室解体工事の計画の策定について
14	議案第 15 号	富田西児童クラブ改修工事の計画の策定について
15	議案第 16 号	周南市立中央図書館空調設備改修工事の計画の策定について

7 委員会協議会

(1) 周南市地域学校協働活動推進員の委嘱について・・・ (生涯学習課)

※資料 当日配布

(2) 周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について・・・ (生涯学習課)

※資料 当日配布

(3) 共催及び後援大会等一覧表・・・ (該当課)

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

**教育長**

ただ今から「令和5年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「片山委員さんと吉本委員さん」をお願いいたします。

2	教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------

**教育長**

続きまして、日程第2、報告第4号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

**教育政策課長**

はい。それでは、議案書1ページ、報告第4号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」、ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、「課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関する事」につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

議案書の2ページをお願いします。教育委員会の権限に係る、令和5年3月31日付け及び4月1日付けの人事異動でございます。

個別に申し上げますと、課長級が5名、うち、退職が1名、課長補佐級が10名、うち、異動に伴う解任が5名、退職が1名、幼稚園長が3名、教育委員会事務局総合出張所長が2名、うち、異動に伴う解任が1名、教育委員会事務局総合出張所次長が1名、教育委員会事務局出張所長が8名、うち、異動に伴う解任が3名、退職が1名、指導主事が8名、うち、異動に伴う解任が4名、社会教育主事が2名、うち、異動に伴う解任が1名となっております。

以上で、報告を終わります。

**教育長**

それでは、この件につきまして、何か質問がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第4号を承認いたします。

3	周南市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則制定について
---	--

**教育長**

続きまして、日程第3、報告第5号「周南市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則制定について」を議題とします。

この件につきましても、教育政策課から説明をお願いします。

#### **教育政策課長**

はい。報告第5号、議案書4ページになります。報告第5号の「周南市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政推進の関する規則制定について」ご説明いたします。

「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

これは、市民の利便性の向上や、行政運営の簡素化・効率化を図るため、オンラインで申請・届出等を可能にするための共通事項を定める周南市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が令和5年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会の所管に係る事務について、条例の施行に関し必要な事項を定める規則を制定したものです。

内容につきましては、5ページでございますように、別に定めがある場合を除き、市長等の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則を準用するものとしております。

また、附則において、規則の施行日を令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

#### **教育長**

それでは何かご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

#### **松田委員**

いいですか、確認だけさせていただきます。先ほど使用者の利便性の向上ということをおっしゃったけど、具体的にはどのようなことが挙げられるのか、教えていただきたいと思っております。

#### **教育政策課長**

はい。基本的には電子申請、オンラインを用いた申請の共通ルールを定めるということになりますので、個々のスマートフォンやパソコンなどから市の方へ直接申請をすることができるということに関して、必要な基本的な事項を定めたものという形になります。

#### **松田委員**

具体的にもうこのような扱いをしているということが教育委員会の例でありますか。例えば就学援助とか、そういう形のものではないのですか。

#### **教育政策課長**

教育政策課でいいますと、例えば後援申請なども、ホームページからそのフォーマットを使って申請をすることができるようになっているのですけれども、これは今まで個別に後援申請等するための規則に電子申請ができますよっていうことをうたった上で、できるようにしているものです。今後この規則が制定されることによって、個別にその規則、それぞれの業務の中で、電子申請ができますというのをうたわなくても、包括的にオンラインでの申請やりとりが可能になるということになります。

#### **松田委員**

今後、これでまた申請のできる内容も広がってくる可能性があるし、その際に手続きも簡略化できてくるという捉え方でいいですね。

## 教育政策課長

これからまた広がっていくと考えております。

## 松田委員

よく申請時に署名とか押印とか、前はたくさんの事務的な手続きもありましたけど、そのあたりが簡略化されてくるのであれば、例えば、もうされているかもしれませんが、学校施設の活用とか、そんなのも出向いて印をもらって、という形になるよりは、いいかなと思いました。ありがとうございます。

## 教育長

はい、そのほかよろしいでしょうか。

## 岡寺委員

せつくなので。ということは、これからの活用方法で、新たに何か検討されていることがありますか。特にないですか。

## 学校教育課長

就学援助の手続きについては電子化を検討しています。

## 岡寺委員

ありがとうございます。

## 教育長

事務局、そのほか何かありますか。新しいことは。

## 教育部長

図書館は。

## 中央図書館長

図書館は既にやっています。

## 岡寺委員

そうですね。ありがとうございます。

## 教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第5号を承認いたします。

4	周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
---	----------------------

## 教育長

続きまして、日程第4、報告第6号「周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

## 生涯学習課長

はい。報告第6号「周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、ご説明いたします。

議案書の6ページ、7ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

社会教育委員は、社会教育法に基づいた条例により、現在、学校教育、社会教育、家庭教育の各分野及び公募による14名の委員で構成しています。

今回の解嘱及び委嘱は、委員の人事異動によるものでございます。兼重 彰洋（かねしげ あきひろ）委員と、三坂 千里（みさか ちさと）委員を、令和5年3月31日付で解嘱し、後任として、小学校校長会からご推薦いただいた、福川小学校の児玉 勉（こだま つとむ）校長と、中学校校長会からご推薦いただいた、周陽中学校の山本 宏巳（やまもと あつみ）校長を、令和5年4月1日付で、委員として委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間は、前任者の残任期間である、令和5年7月31日までとしております。

以上で報告を終わります。

#### 教育長

はい。ありがとうございます。

では、この件につきまして、ご質問ありましたらお願いいたします。

#### 吉本委員

はい。今、ご説明いただいたと思うのですがけれども、もう一度すみません、社会教育委員についての詳細を教えてくださいたいです。どういったことをされるのか、役割を教えてくださいたいです。

#### 生涯学習課長

はい。社会教育法の中では、社会教育委員は社会教育に関し教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案すること、定時または臨時の会議を開き、教育委員会の諮問等に応じて意見を述べること、前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと、というのが法には定められております。

実際には、年に2回ないし3回会議を開きまして、今、教育事業概要もですが、特に生涯学習分野に関する進捗状況のご報告をさせていただいて、それに対する意見をいただいで改善に資することでありまして、社会教育団体に対する補助金を交付するに当たりましては、社会教育委員の意見を求めることとされておりますので、補助金の交付についてご意見をいただくようなことを行っております。

#### 吉本委員

はい。ありがとうございます。

#### 教育長

よろしいですか。

#### 吉本委員

すみません、ちょっと勉強不足で、ありがとうございます。

#### 教育長

そのほか、ご質問ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第6号を承認いたします。

## 教育長

続きまして、日程第5、報告第7号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

## 生涯学習課長

はい。報告第7号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」、ご説明いたします。

議案書の8ページ、9ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

今回の解嘱及び委嘱は、委員の人事異動によるものでございます。須磨小学校を転出された坂井 竹俊（さかい たけとし）委員を、令和5年3月31日付で解嘱し、後任として、同校に着任された古元 充成（ふるもと みつなり）校長を、令和5年4月1日付で、委員として委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年6月30日までとしております。

以上で説明を終わります。

## 教育長

はい。それでは、何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（※異議なしの声）

それでは、報告第7号を承認いたします。

6	学校医の委嘱について
---	------------

## 教育長

続きまして、日程第6、報告第8号「学校医の委嘱について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

はい。それでは、議案書の10ページから16ページをお願いします。報告第8号「学校医の委嘱について」につきましてご報告をいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校医の委嘱につきましては委嘱期間が1年間で、今年度の配置につきましては別紙のとおりでございます。学校歯科医、学校薬剤師につきましては、委嘱期間は3年で、令和3年4月から令和6年3月末までの期間について委嘱をしております。

以上で報告を終わります。

## 教育長

はい、それでは、この件につきましても、ご質問がありましたらお願いいたします。

## 松田委員

はい、すいません。学校医の配置数のところを見ると、例えば耳鼻科であれば42名の方が配

置されているけれど、実際には実数は10名ですよね。で、お一方の先生で、たくさんの学校を見ていただいているのではないかというふうに思い、お忙しい中、感謝を申し上げますが、実際にはやっぱりこういう実数ということになるのでしょうか。ちょっと4校診られるのも大変かなと思います。

また、例えば健康診断等はちょっと配置が変わるのかなというふうに思うのですが、何分にも多くの学校を抱えてもらっているっていうのはありがたいと思いながら、大変ではないかなというふうに思いました。

あわせて、内科医の内科検診についてですが、委嘱とはちょっとかけ離れますが、今内科検診のあり方について、特に服装とか、そういうことについて、全国的に話が出ているようで、お医者さんの前でも自分を見せることに抵抗を持たれるとか、そういう話も出ていますが、周南市ではそのような話も出てないのか、もしくは学校の方でそれぞれ上手に対応されているのかなと思うぐらいなのですが、状況が分かれば教えていただけたらと思います。

#### 教育長

ありがとうございます。

まず学校医の委嘱については、医師会等の推薦になるのでしょうか。

#### 学校教育課長

はい。学校医につきましては、徳山医師会、歯科医師会、薬剤師会、新南陽の薬剤師会の推薦によるものでございます。

#### 教育長

では、もう一つの内科健診等の服装等についてはいかがでしょう。

#### 学校教育課長

服装等について、周南の方で特に学校医の先生方をお願いをしているところはございません。現状は学校医の先生のご判断で、やっただいてしていると認識しております。

#### 教育長

はい、という状況でございますので。

そのほか、何かございますでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第8号を承認いたします。

7	遠石小学校防火設備改修工事の計画の策定について
8	富田西小学校教室棟(No. 25)外壁及び防水改修工事の計画の策定について
9	高水小学校(No. 10, 16)トイレ改修工事の計画の策定について
10	鹿野小学校(No. 7)トイレ改修工事の計画の策定について
11	秋月中学校管理教室棟(No. 1)外壁改修工事の計画の策定について
12	桜田中学校特別教室棟(No. 21)外壁及び防水改修工事の計画の策定について

#### 教育長



ここで、委員の皆様にお諮りいたします。続く、日程第7、議案第8号「遠石小学校防火設備改修工事の計画の策定について」から、日程第12、議案第13号「桜田中学校特別教室棟(No.21)外壁及び防水改修工事の計画の策定について」までの6件につきましては、同一課から提出された同様の案件でありますことから、一括して議題とし、説明を受け、その後審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(※異議なしの声)

## 教育長

それでは、議案第8号から議案第13号までの6件を一括して審議いたします。

これら6件につきまして、教育政策課から順に説明をお願いいたします。

## 教育政策課長

それでは、議案第8号から議案第13号について、ご説明いたします。

小・中学校の改修工事につきましては、令和2年3月に策定しました「周南市学校施設等長寿化計画」に基づき、児童や生徒が学習に集中できる快適な教育環境の整備に、計画的に取り組むこととしております。

この6件の議案の提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、5千万円を超える工事費を見込んでおりますことから、この度教育委員会にお諮りするものでございます。

議案書では17ページからになります。議案第8号、遠石小学校防火設備改修工事の計画の策定については、校舎内の防火戸及び防火シャッターの更新を行うことにより、安心安全な教育環境を整備するものです。18ページをお願いします。工期につきましては、令和5年6月から令和6年1月までの8か月を予定しており、予算額は、5千677万2千円です。

次に、議案第9号、富田西小学校教室棟(No.25)外壁及び防水改修工事の計画の策定については、外壁のコンクリート片の落下防止や、雨漏りへの対応など、校舎の外壁及び屋上防水を改修するもので、20ページ図面太枠内の教室棟を改修します。工期は、令和5年6月から令和6年2月までの9か月を予定しており、予算額は8千742万3千円です。

次に、議案第10号、高水小学校(No.10,16)トイレ改修工事の計画の策定については、「トイレの洋式化」に重点を置きながら、必要な改修を行うことで、快適で利便性の高い教育環境を整備するものです。工期は、令和5年6月から令和6年2月までの9か月を予定しており、予算額は、5千550万6千円です。

次の、議案第11号、鹿野小学校(No.7)トイレ改修工事の計画の策定についても同様に、「トイレの洋式化」に重点を置きながら、必要な改修を行うもので、工期は、令和5年6月から令和6年2月までの9か月を予定しており、予算額は5千456万7千円です。

次に、議案第12号、秋月中学校管理教室棟(No.1)外壁改修工事の計画の策定については、令和4年度から改修しています管理教室棟の外壁改修工事で、今年度で終了となります。工期は、令和5年6月から令和6年2月までの9か月を予定しており、予算額は5千894万9千円です。

最後に、議案第13号、桜田中学校特別教室棟(No.21)外壁及び防水改修工事の計画の策定については、28ページの図面太枠内の、特別教室棟の外壁改修及び屋上防水の改修を実施することとしています。工期は、令和5年6月から令和6年2月までの9か月を予定しており、予算額は7千939万8千円です。

以上で説明を終わります。

**教育長**

はい。ありがとうございます。それでは、これら6件につきまして、どの議案からでも結構でございます。質問がありましたら、お願いいたします。

岡寺委員、どうぞ。

**岡寺委員**

遠石小学校の防火設備の件でちょっと伺います。防火扉と防火シャッターを改修ということで、よく小学校とか行っても、不具合があるって感じたことはあまり、日頃は使うこともないっていう事もあるのですけど。これは実際どのような案件というか、症状でこういったことになっているのでしょうか。

**教育長**

はい、お願いします。

**教育政策課長**

防火戸それから防火シャッターにつきましては、毎年度、定期的に点検をしているところなのですけれども、この度の改修は、シャッターの形状が、上部手動型とか下部手動型とかあるのですけれども、その古い型のものから、新しい型のものへバージョンアップするといいますか、更新するといいますか、そのようなものを校舎内16台のシャッターにつきまして、行うこととするのが主な改修の内容になります。防火シャッターの機能を向上させることを含めた取替え工事ということになります。

**岡寺委員**

これはほかの学校でもあり得る話ですか。古いものというのは、いっぱい使われているのですか。

**教育政策課長**

法律の改正等で、既存のシャッターの適格内容が、既存ということによって適格なのですけれども、新しく取り付けるときには、新しい法に適合したものにしなさいというような改正等が行われていますので、順次それにあつた形で、大きな改修が必要になったものにつきましては、順次そういうふうに取りかえていくということを検討しております。

**岡寺委員**

そうなのですね。

**教育長**

よろしいですか。

**岡寺委員**

点検を定期的にされながらということですね。

**教育政策課長**

ヒューズの取りかえとか、そういう小規模で済む修繕につきましては、これまでも修繕で対応してきているところなのですが、この度大きく改修することの方が望ましいという結論になりましたので。

**岡寺委員**

わかりました。ありがとうございます。

**教育長**

松田委員、どうぞ。

**松田委員**

今のすいません、防火シャッターのことについて、今16台<sup>すべて</sup>を、遠石小全部のシャッターを変えられるということですよ、ではないですか。

**教育政策課長**

すみません、遠石小に全部で何台のシャッターがあるかは、すみません、私今のところ把握してないのですけれども、今年度の工事で更新するのは16台ということになっています。

**松田委員**

更新が16台、はい、わかりました。実は、学校というところは、建物上やつぱり階段があれば階段の上にあるとか、避難経路に応じてシャッターがたくさんあるのですね。先ほど言われたように、点検をしてきちんと動きを見るときか、という中で故障が非常に多いとも聞いています。なのでこのように今回も大々的に取り替えられるのであれば、全市的にどのようなものか状況が知りたいと思って、私も岡寺委員さんが聞かれたことをお伺いしようかなと思いました。

安全性に伴うことと、それから実際に動かすときに大変さ、あの古い物であれば、本当に分かってらっしゃるかと思うのですけど。本当に重いものを上げたり、逆に子どもが触っただけで動きがあって、止まらないと大げがにつながるのか、非常に危惧するところではあるので、全市的なものの状況も把握していただければと思います。

**教育政策課長**

令和4年度に、全部の学校の修繕対応というところで可能な部分については、一通り対応したところです。その中で、この遠石小学校、それからほかに3校なのですが、先ほどおっしゃった古いというようなことであったり、傷みがひどいということも含めて、工事対応で更新した方がよいということになったものについて、今年度、4校更新をしていくということにしております。

**松田委員**

わかりました。ありがとうございます。別の件でいいですか。

**教育長**

はい、どうぞ、お願いします。

**松田委員**

次の富田西小学校の外壁及び屋上防水改修工事は、以前から対応してもらっていると思います。防水に関して、富田西小学校では度々お話を聞いているように思うのですが、今回こういう形でやられますけど、現状こういう今の対応をすれば安心して暮らせるところになるという見通しがありましたら、若しくはまだ計画的にいろいろやっていかななくてはならない状況にあるのか、その辺をお伺いできたらと思います。

**教育長**

富田西小に関してですね。

**松田委員**

はい、富田西小に関してです。

**教育政策課長**

はい。富田西小はですね、令和3年度から3年間にわたって取組をしております、この度の教室棟で、一応終わりというか、対応が完了するということです。

**松田委員**

良かったです。はい、ありがとうございます。

## 教育長

学校にはずいぶんご迷惑をおかけしておりますけれども。

はい、そのほかの学校施設の関係についていかがですか。

## 片山委員

高水小学校と鹿野小学校については、校舎のトイレの改修がされていますけれども、これはそれぞれほかの学校も含めて、徐々に洋式化をすすめておられるのだと思いますが、現状どの程度進んでおられるのでしょうか。

## 教育政策課長

昨年度末の時点で、あと10校程度残っているという状況でございます。この度高水小学校それから鹿野小学校も含めて、今年度4校のトイレ改修を予定しておりますので、あと5から7校というところの中で、2、3年内には改修が終了する予定です。

## 松田委員

はい、今の件に関してすみません。このトイレというときに、児童用トイレと職員用トイレも含まれていますか。

## 教育政策課長

はい。管理棟をするときには、併せて取り組んでいます。

## 松田委員

はい。中には、先生たちも遠慮しながら使ってらっしゃるところもあるように聞いておりますので、進めばよいかと思います。

これは細かいことですが、鹿野小学校はこの建物は鹿野小学校のトイレになるのですね。中学校との併用の場合でも、ここは鹿野小学校という扱いでいくのですね。

## 教育政策課長

小中一貫校ということで、共用して使っておりますけれども、このトイレの部分につきましては小学校ということで今、台帳上の整理をしておりますので、それに合わせてこのようなタイトルにしております。

## 教育長

はい。よろしいでしょうか。ほかには。

## 吉本委員

全て<sup>すべ</sup>においての契約方法について教えていただきたいのですが。条件付き一般競争入札と書いてあるのですけれども、条件というのとはどのような条件が付いているのでしょうか。

## 教育政策課長

これは周南市の場合、一般競争入札に参加していただく業者の方に、事前に登録をお願いしております。業者登録、その登録のある業者さんが、この入札に参加できるという意味での条件付という考えております。

## 吉本委員

周南市<sup>すべ</sup>全てということですよ。

## 教育政策課長

そうです。登録業者の中で参加ができるという場合は、そういう形になるということです。

## 吉本委員

はい、分かりました。

## 教育長

そのほか、いかがでしょうか。  
よろしいですか。

(※異議なしの声)

はい、それでは、議案第8号から議案第13号までを決定いたします。

13	新南陽民俗資料展示室解体工事の計画の策定について
----	--------------------------

**教育長**

続きまして、日程第13、議案第14号「新南陽民俗資料展示室解体工事の計画の策定について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

**生涯学習課長**

議案第14号「新南陽民俗資料展示室解体工事の計画の策定について」、ご説明いたします。

議案書の29ページ、30ページをお願いします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号によるものでございます。

この計画は、旧福川南地区コミュニティセンターを民俗資料展示室として活用していくことに伴い、平成28年4月以降、施設の老朽化に伴い休館している新南陽民俗資料展示室の建物について、移転後に解体、撤去するものでございます。

この建物は、昭和46年度建築の旧福川幼稚園を活用したもので、延床面積は約409㎡でございます。工期につきましては、令和5年8月から令和6年1月までと想定しており、予算額は、5千662万8千円です。

なお、旧福川南地区コミュニティセンターの建物を活用した新たな展示施設につきましては、昨年度に概ねの改修を終え、現在、令和5年夏頃の再開に向け、資料の搬入や展示作業を進めているところでございます。日を改めて施設条例の改正についてお諮りしたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

**教育長**

はい、ありがとうございます。

では、この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい。それでは、議案第14号を決定いたします。

14	富田西児童クラブ改修工事の計画の策定について
----	------------------------

**教育長**

続きまして、日程第14、議案第15号「富田西児童クラブ改修工事の計画の策定について」

を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### 生涯学習課長

議案第15号「富田西児童クラブ改修工事の計画の策定について」、ご説明いたします。

議案書の31ページ、32ページをお願いします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号によるものでございます。

この計画は、富田西小学校において、これまで、児童クラブとして使用してきた余裕教室を、当該小学校の児童数の増加により、普通教室として使用することに伴い、学校内のランチルームを児童クラブの教室として使用するため、改修するものでございます。

工期につきましては、令和5年9月から令和6年3月までと想定しており、予算額は、1億1千171万6千円です。

以上で、説明を終わります。

#### 教育長

それでは、この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

#### 岡寺委員

はい。予算も結構大きいのですが、改修規模、こういった内容なのかいろいろ気になります。例えば、学校の一部をその児童クラブにする使い方で、例えばセキュリティであったり、学校と分けて管理できるようにするとか、いろいろお金のかかることがあるのかなと思っているのですが、近くの小学校でもそういう使い方をしているので、参考にもなるので聞きたいのですが。

#### 教育長

はい。よろしくをお願いいたします。

#### 生涯学習課長

予算額としては、建築の全体的な工事として排煙設備と、学校施設から変わることによって、必要となる設備を付け加えていくこと、それからランチルームという一間のものに、小分けの部屋を作りますので、間仕切り壁を設置していくような事柄の工事が主なものになります。

それに加えて、各部屋で使う電気工事、それからエアコンや換気扇等の設備の工事といったものを合算いたしまして、この予算額となっております。

児童クラブのセキュリティ等につきましては、学校とは通常違う、例えば土曜日や夏季休業中に利用することになりますので、学校とは、セキュリティの話は切り分けた形で運用できるような整備についても、行うようになろうかと思っております。

#### 岡寺委員

すみません、例えばセキュリティとは、だいたい今ほかの児童クラブも同じような運営の仕方なのではないでしょうか。空いた部屋を使っていたりしていただけますけど。今言われたみたいに、土曜日とかは確かに使うのですが、先生がいらっやらないけど使ったりしますよね。同じような感じですか。

#### 生涯学習課長

はい。学校の余裕教室を使わせていただいているところが多くございます。中には独立した建物のクラブもありますので、そこは生涯学習課の所管する建物として管理をしております。学校の中については、やはりセキュリティの問題がありますので、通常学校の使っていない時間において、そこだけ切り離せるというところをお借りして使わせていただいております。

ですから、場所によっては、例えばここは夕方からセキュリティがかかるので、ほかの夕方5

時からはもう1つの教室の方に、ちょうど児童のお迎え等で子どもも減るところもあって、隣の教室に移っていくというような運用しているところもございます。

#### 教育部長

教育委員会における児童クラブの考え方ですけれども、基本的に学校施設の中に児童クラブをと考えています。その中で、今、説明しましたように、学校の中で余裕教室といいますか、使わなくてもいいところ、そこを基本的には児童クラブにしようという考えでやっております。

富田西につきましてはですね、ランチルームというのはワンフロアになっておりますので、富田東小学校、福川小学校、新南陽エリアの学校については、体育館の下がランチルームという独立した広い空間がありますので、今回は富田西につきましては、3クラス分の教室、空間が必要ということで、学校と相談した中でランチルームがいいということですので、そのランチルームを今間仕切りをしたりとか、そういったことで使うと考えております。セキュリティについては、ほかも独立してますので、大丈夫だと思います。

それと、ほかの学校についても、セキュリティは、今、生涯学習課長の方から説明がありましたけど、セキュリティの掛けやすい、外しやすいところを学校と相談しながら、校舎の端っこであったりとか、1階の独立したところとか、そういったところを学校と相談しながら、セキュリティを外せるところを児童クラブとして活用するという方向をとっております。

#### 岡寺委員

はい。ありがとうございます。

#### 教育長

ほかには、いかがでしょうか。

#### 松田委員

今3クラス分ということでしたが、現在、昨年までは何クラスですか。今年度ですか。

#### 生涯学習課長

現在3クラスでございます。

#### 松田委員

現在3クラス、教室が全部移るということですね。3教室分がある学校としては、普通教室として使えるということですね。

#### 生涯学習課長

そうです。

#### 松田委員

それですね、今工事が進められるという段階でこんなことを言うのも、ちょっとおこがましいと、恥ずかしいのですが、逆にですね、ランチルームの機能が教室に行くわけですね。要は、ランチルームっていうのは食事をするためにいろいろな工夫が凝らされていて、例えばその中に、配膳用の、そのフロアだけで配膳できるシステムがあって、それを運搬車が持ってきたものがそのまま使えたり、それから中に小さいテーブルがあったりするのですが、そういう機材は、今後どういうふうにご利用されていくのかということと、逆に今度は教室の方がですね、多分ランチルームで給食をとるので、あまり教室の方が給食対応になっていないケースもありますよ。

例えば、前によく皆さんご存じの配膳台があって、そこで配っていくというのが取れていないので、ちょっと狭めになっていたり、教室の広さもちょっとあると思うのですが、そこへの配慮とか、床がですねフロアマットになっていて、こぼれたときにどうするのだろうかとか、そん

なことはないと思いながら、ちょっと心配しているので、いわゆる教室で給食をするための仕組みですね、コロナ対応で、ずいぶん対応されている、できてはいると思うのですが、ひょっとしたら学校の方で困られることもたくさんあるのではないかなと思います。教室用の配膳台一つにとっても、高さが低中高学年と違っていたり、給食ってやっぱり食缶も違うように、配る高さも違うとかあると思うので、その辺を少し心配しています。できるだけ細かいところで、ただ単にランチルームが広いから児童クラブにする、有効活用でいいと思うのですが、今までやってきた学校全体の教育の中での、給食部門と教室を分ける意義が実はあって、教室は皆さん経験されたと思うのですが、4時間目終わって物が片付かないうちに、給食持ってきてなど、衛生上のこととか、そういうことも配慮されてランチルームが取り組まれていたり、逆にランチルームの課題もあるのでね。だけどそれがこういうふうに変わるのであれば、教室で1日を過ごす子どもたちへの配慮というか、そういう意味でも少し学校の様子も聞いていただくといいかなというふうに老婆心ながら思います。

#### 教育部長

はい。もちろん、先ほど私も言いましたけれども、学校へ相談しながら、最終的にはランチルームの所を児童クラブにしようとして学校との協議の中で決めてきました。その中で、特に学校からのご要望ということで、私の耳には入っていません。

#### 松田委員

そうなのですね。

#### 教育部長

実際に、今委員おっしゃったように、コロナ禍にあって、もうすでに教室で給食をとっている期間も、もう2年続いていますので、そういう状況を見まして、学校で今の状況でランチルームで給食ではなくて、各教室で給食をとることということは、抵抗がないのかなと思ってます。

当然、運営するなかで困りごとであったりとか、富田西は、確かに床がビニールではないですから、絨毯ですよ、カーペットになっていますので、確かに物をこぼしたりしたときに、非常に大変な状況というのは分かっています。特に学校からは聞いてないのですが、今後そういったことも出てくるのではないかなと思いますけど、今後そういったことも話をして進めていきたいと思っています。

今、配膳もですね、実はもう既に古い配膳室がありまして、そちらからの給食配膳の指導というのをもう既にやっております。ランチルームの方に配膳する、持っていくのではなくて、教室棟の北側の真ん中の門ですかね、そちらの方から給食の車が入れるように、もう既に去年から運用していますので、その中でまた何か不都合がありましたら変えていきたいと思っています。もう実際にやり始めておりますので、今後も学校方法としっかり協議しながらやっていきます。

#### 松田委員

ありがとうございます。学校の様子も見ていただいて、1年生がどれだけのルートで給食を運ぶのとかっていうのは、実は階段があったり大変なのですね。なんかその辺も先生たちも慣れて、児童たちも慣れて案外スムーズに行く面もありながらやっぱり見過ごしているところもあると思いますので、今お話があったように、学校の様子をぜひ聞いていただけたらと思います。ありがとうございます。

#### 教育長

はい。そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。



(※異議なしの声)

はい。それでは、議案第15号を決定いたします。

15	周南市立中央図書館空調設備改修工事の計画の策定について
----	-----------------------------

#### 教育長

続きまして、日程第15、議案第16号「周南市立中央図書館空調設備改修工事の計画の策定について」を議題といたします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

#### 中央図書館長

では、議案第16号「周南市立中央図書館空調設備改修工事の計画の策定について」ご説明いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号によるものです。

議案書の33ページ、34ページをお願いします。この計画は、中央図書館の空調設備の改修工事を行うものであります。

中央図書館は、昭和56年に建設され、築後40年以上が経過し、設備機器全体の老朽化が進んでおりますことから、空調設備全体を更新、改修し、利用者への快適なサービスの提供を維持することとしております。

事業期間につきましては、令和7年2月までを予定しており、予算額といたしましては、令和6年度までの債務負担行為として、2億4千948万円を計上しております。

なお、契約方法は条件付一般競争入札としております。

以上で、説明を終わります。

#### 教育長

それでは、この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

#### 片山委員

単純にお聞きしますけれども、工期が令和5年9月から令和7年2月で、割と長いような気がするのですが、これは何か理由があるのですか。

#### 中央図書館長

実は基本的なユニットです。今あるユニット、空調機器を全て取りかえるという形になるのですが、部品の調達にかなり時間を要すると。最大で420日かかるということを見込んでおまして、その部分を加味してという形で、実際の工事に移るのは、おそらく令和6年の10月ぐらいになるのではなかろうかと今想定、考えております。

それまでに今年契約をやっていく、という形で進めていきます。

#### 松田委員

今のことで、6年10月から工事が始まるということですね。工事の期間中、まだ始まらないのでわからないかもしれませんが、利用者にとって大きな変化というか、そういうことはありますか。

#### 中央図書館長

なるべく休館等、当然ながら工事を行いますので休館等をなるべくしないような方法といいま

すか、そういう方法ということで今回こういう改修をしましょうという感じになりました。

当然ながら、工事の最中は当然空調がないので、秋から冬の初頭にかけては空調がないということでございますけれども、その状態で、もし開館ができる、工事の関係で開館ができるという形でありましたらなるべく開館を続けながら工事を進めていける、当然その期間も、地下の駐車場がちょっと使えなくはなるのですけれども、なるべく開館を維持できるような方法でお願いをして、事業を進めていけたらと考えております。

**松田委員**

そうですか、分かりました。

**教育長**

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第16号を決定いたします。

**教育長**

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかに何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、これをもちまして「令和5年第4回教育委員会定例会」を終了いたします。

**署名委員**

片 山 研 治 委 員 \_\_\_\_\_

吉 本 妙 子 委 員 \_\_\_\_\_